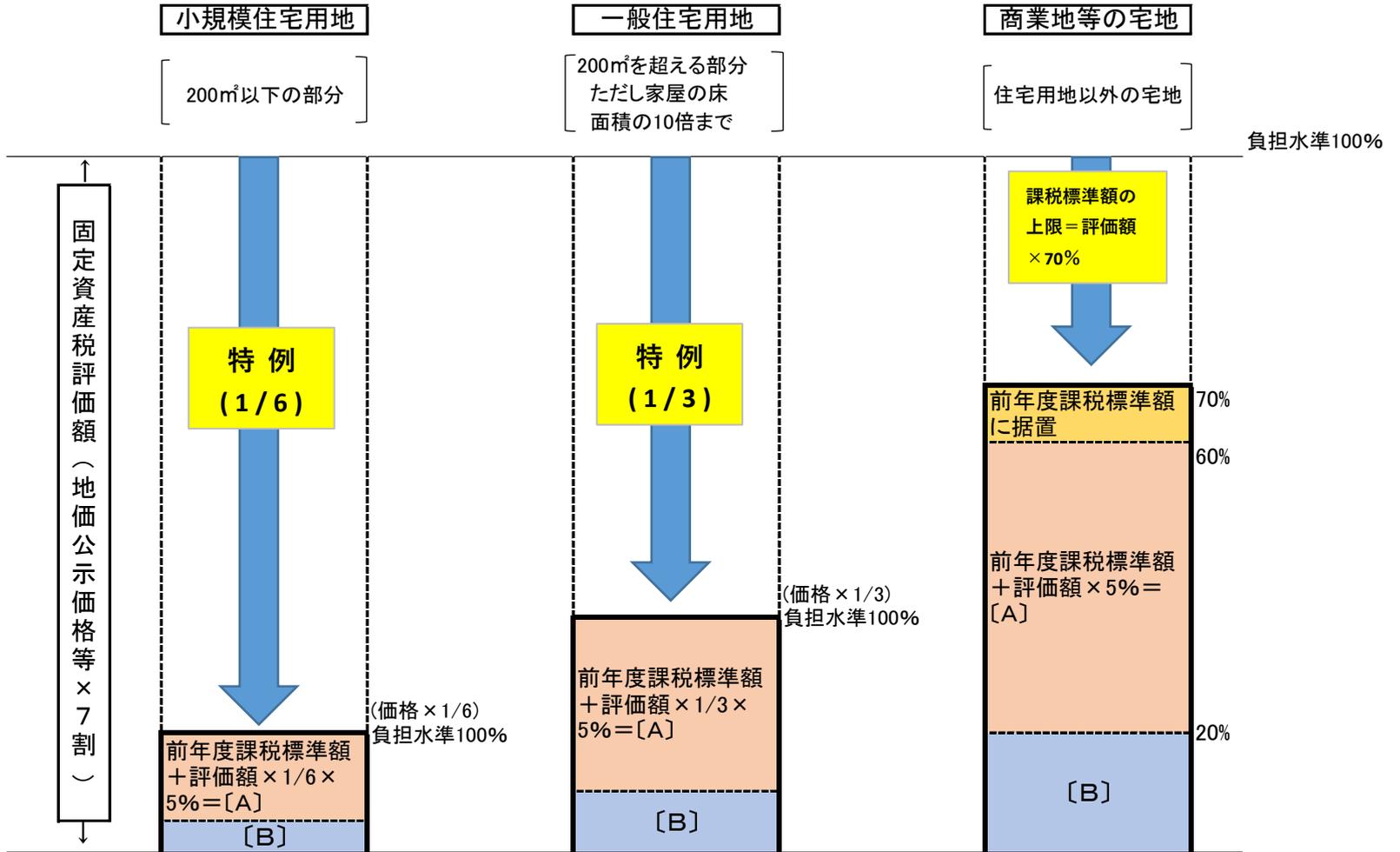


宅地の税負担調整措置イメージ



・住宅用地は、税負担を軽減することを目的として、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

・住宅用地の課税標準額は、評価額(又は評価額×住宅用地特例率)と[A]いずれか低い方。

・商業地等の宅地の課税標準額は、評価額×70%と[A]のいずれか低い方。
ただし、[A]が評価額×60%を超える場合は評価額×60%、前年度の課税標準額が評価額の60%～70%の水準にある場合は前年度の課税標準額に据置。

・[A]が評価額(又は評価額×住宅用地率)×20%を下回る場合は、評価額(又は評価額×住宅用地率)×20%に引き上げ=[B]